

## 那覇市建設工事共同企業体取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事(以下「工事」という。)に係る共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「共同企業体」とは、特定の工事の施工を目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。

### (施工方式)

第3条 共同企業体により行う工事の施工は、各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、一体となって当該工事の完成に当たる共同施工方式によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の内容が前項の方式になじまない場合においては、一つの工事を複数の工区に分割して、各構成員がそれぞれの分担した工区について責任を持って施工する分担施工方式によることができるものとする。分担施工方式についての取扱いは、工事ごとに定めるものとする。

### (対象工事)

第4条 共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事の種類に応じ、当該各号に定める設計金額以上のもので、那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱(昭和57年1月26日助役決裁)第2条の建設工事等指名業者A選定委員会が指定したものとする。

- (1) 土木工事 2億円
- (2) 建築工事 2億5,000万円
- (3) その他の工事 6,000万円

2 前項の規定にかかわらず、技術的難度その他の理由により、特に必要と認められるときは、共同企業体に施工させることができるものとする。

### (構成員数)

第5条 構成員の数は、2又は3社とする。

2 前項の構成員の数は、次の基準により定めるものとする。

種別	設計金額	構成員数
土木工事	2億円以上3億5,000万円未満	2社
	3億5,000万円以上	3社
建築工事	2億5,000万円以上5億円未満	2社
	5億円以上	3社
その他の工事	6,000万円以上1億1,000万円未満	2社
	1億1,000万円以上	3社

3 前2項の規定にかかわらず、大規模の工事その他特に必要と認められるときは、構成員の数を別に定めることができるものとする。

(構成員の組合せ)

第6条 工事に係る構成員の格付等級の組合せは、最上位等級のみ、あるいは最上位等級及び第二位等級に属する者の組合せとする。

(構成員の要件)

第7条 共同企業体は、全ての構成員が次に掲げる要件を満たすものとし、発注工事ごとに必要な要件については、その都度定めるものとする。

(1) 発注工事に対応する工事の種別について本市の建設工事競争入札参加資格を有していること。

(2) 全ての構成員が、発注工事に対応する建設業法(昭和42年法律第100号)の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。ただし、出資金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)に満たない構成員があるときは、当該構成員は主任技術者を兼任で配置することができる。なお、当該工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合は、原則として代表者が監理技術者を、その他の構成員が主任技術者を、それぞれ専任で配置すること。

(結成方法)

第8条 共同企業体の結成方法は、自主結成を基本とする。ただし、特に必要があると認めるときは、予備指名を行うことができるものとする。

(代表者)

第9条 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者とする。

(出資比率)

第10条 代表者の出資比率は、構成員の出資比率のうち最大の出資比率でなければならないものとする。

2 構成員のうち最小の出資比率は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次の割合以上でなければならないものとする。

(1) 構成員数が2社の場合 30パーセント

(2) 構成員数が3社の場合 20パーセント

(3) 構成員が4社以上の場合 すべての構成員は、均等割の10分の6に相当する比率

(存続期間)

第11条 発注工事の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該工事の完成後3か月を経過するときまでとする。ただし、当該期間満了後においても、当該工事につきし担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

2 発注工事の契約の相手方とならなかった共同企業体の存続期間は、当該工事に係る契約が締結されたときまでとする。

(入札参加手続等)

第12条 共同企業体に発注するときは、共同企業体による工事である旨、共同企業体の構成員の数、組合せ、出資比率、代表者及び構成員の技術的要件等を公告等するものとする。

2 共同企業体が競争入札に参加しようとするときは、建設工事共同企業体協定書の写しを添えた特定建設工事共同企業体資格審査申請書により、申請させなければならない。

(共同企業体の審査等)

第13条 前条第2項の規定による申請を受理した場合の入札参加資格に係る審査について、共同企業体を構成する者が現に那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成26年那覇市訓令第17号)第6条第1項の資格者名簿に登録された者であるときは、共同企業体による工事の有資格者(同項の有資格者をいう。)として決定されたものとみなすことができる。ただし、当該工事に係る構

成員の格付等級その他必要な事項については、審査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の審査に合格した共同企業体の代表者に対し、公告で定める日までに、その旨を通知する。

(準用)

第14条 この要綱は、建設工事に係る業務委託について準用する。この場合において、第12条第2項中「特定建設工事共同企業体資格審査申請書」とあるのは「特定業務委託共同企業体資格審査申請書」と、前条第2項中「通知」とあるのは「公表」と読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、共同企業体の構成員の数、組合せ等は、別に定めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに必要な事項は、別に定める。

付 則(平成26年3月31日都市計画部長決裁)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 那覇市建設工事に係る共同企業体取扱要綱(昭和62年10月15日市長決裁)は、廃止する。

付 則(平成27年5月29日都市計画部長決裁)

この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則(平成28年3月28日都市計画部長決裁)

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

付 則(平成28年5月17日総務部長決裁)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。